

2022.1.4

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。  
本年も、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。  
最近のトピックスをお伝えいたします。

◆「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」が発出される◆

12月23日付けで、通知「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」が内閣府より発出されました。

令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行う教育・保育施設等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する（賃金改善部分）ほか、令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応するための費用を補助する（国家公務員給与改定対応部分）もので、令和4年10月以降の取り扱いについては、令和4年度の人事院勧告の内容を踏まえて対応予定（公定価格の見直しにより同様の措置を講じる）とされております。

事業の実施にあたっては、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給または決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ることが求められています（※給与規程の改定に時間を要する等やむを得ない場合は、令和4年2・3月分はこの限りではない（一時金でも可）とされておりますが、遅くとも令和4年4月からはこれに則った賃金改善に取り組めるよう、給与規程の改定を進める必要があります）。また、公定価格における処遇改善等加算Ⅰ・処遇改善等加算Ⅱの賃金改善計画書・実績報告書とは別に計画書・報告書を提出するよう求められております。

国の説明資料に拠れば、「施設・事業類型、地域区分、定員区分、年齢区分」ごとの単価表が別紙として示される「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱」の発出が1月中旬の予定であり、またQ&Aも発出・随時更新されるとのことで、国・市町村の早期の対応が待たれます。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r031223/rinji\\_tokurei2](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r031223/rinji_tokurei2)

[.pdf](#)

別紙・保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r031223/rinji\\_tokurei2](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r031223/rinji_tokurei2)

[-b.pdf](#)

別紙様式

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r031223/rinji\\_tokurei2](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r031223/rinji_tokurei2)

[-youshiki.pdf](#)

(ちょっと一言)

保育所サポートデスク事務局の柳でございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。

年末、市区町村の担当者向けの国の説明会が実施されましたが、年末年始を挟むこともあり、市町村の検討の時間が足りず、各地で混乱しているように見受けられます。

また国の申請等のスケジュールに鑑みると、所轄の各市区町村から情報が各園に伝えられてから検討・申請する期間が非常にタイトになっています。シンプルに今回実施するのか、次年度の4月からの申請とするのか等のケースが考えられますが、その点で少し補足説明をいたします。

今回、申請を行う場合

- ・令和4年4月からは令和4年度の公定価格の減額（国家公務員給与改定対応部分）の補助金がある（補填される）ため、その部分がほぼ減額とならない。
- ・令和4年10月以降は公定価格において同様の措置を取る予定とあるが、現時点ではその継続性が不確実。
- ・処遇Ⅰ・Ⅱと別の処遇改善であるため、事務処理やこれらの管理が煩雑になり、施設における早期の検討と申請が間に合うかが課題となる。
- ・市町村が実施主体となるため、市町村がやらないと判断する場合は実施不可。

（自治体同士・施設同士で保育士の取り合いになっている現状や全額国費で賄われることに鑑みれば、やらない自治体は少ないかと想像されますが、あくまでも市町村事業です）

といったことに留意が必要です。

今回の交付金（補助金）はFAQの条件次第ではありますが、可能であれば園の収入を維持しつつ、また職員の処遇を下げないためにも、申請を検討して良いものと考えられますが、国の示した通り、「月額9,000円の基本給や手当による改善を行うことで、園・法人の自己負担が生じるということは望ましくない」ため、月額9,000円の2/3以上程度を月額の手当とし、残りを一時金とするなど、補助額に影響する単価や子どもの人数の変動に対応できる部分（一時金）があると、園運営の視点では今後の調整がしやすいでしょう。

なお、岸田内閣の発表及び報道等が先行したため、職員には「9,000 円月給に乘る」というイメージができてしまっているものと思われます。そのため、

- ・ 公定価格上の配置に対して 1 人当たり約 9,000 円であるため、園・法人独自で加配している場合など、必ずしも 9,000 円とはならないこと
- ・ 基本給 or 手当等で必ず毎月支払うことを求められているのは賃金改善の合計額の 2/3 以上であり、全額ではないこと
- ・ 計画・実績報告において、法定福利費の増加分も含めてよいこと

等々、職員に対しての丁寧な説明が必要と思われます。いずれにしても、今後のFAQの内容次第で変化してきますので、詳細が発表されましたら、追加でお知らせいたします。

---

◆「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の取りまとめが公表される◆

12 月 20 日、子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、地域における今後の保育所や保育士等の在り方について中長期的な視点での検討を進めてきた標記の厚労省子ども家庭局長下の検討会の取りまとめが公表されました。

今後の人口減少社会において、良質な保育を提供し続けることが大きな課題であり、国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要があるとし、同時に未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、「特に 0～2 歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化」していくといった内容となっています。

具体的な取組として、「人口減少地域等における保育所の在り方」「多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」「保育所・保育士等による地域の子育て支援」「保育士の確保・資質向上等」の 4 つの論点で、“取組に向けた検討を速やかに行うもの”“中長期的な課題”に分けて整理し、これらの内容や方向性を踏まえた施策展開を政府に求めており、今後の動向に注視が必要です。詳細は下記リンク先資料をご参照ください。

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の取りまとめの公表

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_22843.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22843.html)

(ちょっと一言)

さまざまな議論は行われましたが、明確な対応策が示されたかどうかは疑問が残ります。保育所等において、コロナと少子化の影響から、入園する子どもの数が減少している地域もあるでしょうから、一時保育や子育て支援など現在の設備でできること、新たな事業で何ができるかなど、当たり前のような話ですが、地域ごとのニーズを的確にとらえられているかがポイントとなります。まずはニーズ把握の方法から検討することも一考の余地があるでしょう。また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針が令和 4 年 4 月から改定されます

が、  
地域の包括的な子育て支援の検討と市町村の計画への反映が行われてゆくことになりま  
す  
の  
で、これにどうかかわってゆくかが、地域に必要不可欠とされる園・法人になる一つの方  
法ともなるかもしれません。

(内閣府HP) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針(※)の改正案

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo\\_kosodate/k\\_59/pdf/s2.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_59/pdf/s2.pdf)

(内閣府HP) 上記の改正の告示

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給  
付

並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保する  
ための基本的な指針の一部を改正する告示(令和3年内閣府告示第167号)

(告示:令和3年12月27日、施行日:令和4年4月1日)

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/seisyourei/r031227/167\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/seisyourei/r031227/167_honbun.pdf)

|||||

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

保育所サポートデスク事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-15-1 ラ・トゥール新宿 707

TEL 03-6279-0331 (代表) FAX 03-5909-3220

URL <https://childcaresupport.net/>

mail supportdesk@fukushi-hyouka.net

|||||